備品管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の状況 |
| 阿武野高等学校 | 　下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 |
| 商品名 |
| 繊維類 | 繊維類 | 令和５年３月10日 | ２ | 208,714円 |
| ミスタークイックテントＴＡ-３４ |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（物品の出納の通知及び帳簿の記載）第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。　一　備品出納簿（様式第39号） | 　当該備品について、速やかに備品出納簿への記載を行った。　検出事項の原因は、これまで同等品が消耗品であったことから、当該備品についても消耗品であると誤認していたことにある。再発防止に向けて、関係職員に対し、備品の適正管理について周知を行った。　今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月26日）